

令和6年第5回教育委員会定例会

(3月11日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年3月11日（火）午後2時06分から午後3時04分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事務局次長	前田 幹生
庶務課長	横倉 亨
学務課長	川田 崇彰
児童保育課長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 議案審議

第9号議案 東京都台東区立図立書館館則の一部を改正する規則

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈について

(2) 教育支援館

イ 1人1台端末を活用した子供の相談窓口について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 令和6年4月の行事予定について

イ 区立中学校への留守番応答の導入について

(2) 学務課

ウ 令和5年度小児生活習慣病予防健診の実施結果について

エ 「区立幼稚園の今後の対応」の検討状況について

3 その他

午後2時06分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第5回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議の進め方について、私から申し上げます。日程第2、教育長報告の報告事項、学務課のエについては、議会報告前の案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、傍聴人退室後に聴取いたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第9号議案

○佐藤教育長 初めに、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について説明をお願いします。

それでは、第9号議案を議題といたします。中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、第9号議案、東京都台東区立、図書館館則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本議案は、図書館資料の個人館外貸出等について、規定の整備を図るものでございます。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

第9条第3項の図書館利用カードの有効期間について、利用者負担の軽減や窓口業務の効率化の観点から、また、今後リニューアル工事による中央図書館の休館期間を鑑み、2年間から3年間に改めるものです。

また、有効期間の見直しに伴い、第9条の第4項、利用者が更新をしないとき、及び継続して図書館資料の貸出がないとき、利用カードの抹消できる期間を2年以上から3年以上に改めます。

さらに、第10条第3項における団体貸出についても、同じ理由により、3年以上に改正するものでございます。

付則でございます。この規則につきましては、令和6年4月1日から施行することといたします。

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 9条3項、項番3の、「ただし、前項に規定する要件」の前項の規定が何かということと、「第14条の規定による措置」の第14条の規定とは何かをちょっと教えて

ください。

○中央図書館長 図書館利用カードは、東京 23 区内に居住し、または台東区内に通勤、もしくは通学する者のうち、身分証明書当により氏名、住所、連絡等が確認できた者。または、館長もしくは分館長が適当と認めた者に交付するとしております。

あと、14 条につきましては、こちらは、未返却者に対する措置、利用者が図書館資料の返却を怠り、督促しても返却がないときというふうにしております。貸出を停止するという形で。

○高森委員 9 条項番 3 では、有効期限が 3 年間ということですがけれども、この 3 年間のうち、1 回でも利用した場合は、そこから更新されるという制度ではないのですね。

○中央図書館長 更新は必ず窓口申し出て、それで、身分証とか、確認をさせていただいた上で更新をさせていただいております。

○高森委員 分かりました。はい。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 9 号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第 1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に、日程第 2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のアについて、学務課長の説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、学務課の協議事項、ア、岩井臨海学園事業への貢献に対する感謝状の贈呈について、ご説明いたします。資料 1 をご覧ください。

項番 1、贈呈理由です。令和 6 年度より、館山臨海学園を実施することに伴い、今年度をもって、昭和 28 年に始まった岩井臨海学園を終了いたします。長年、岩井臨海学園の宿舎として、本区の児童・生徒のため、献身的にご尽力を賜りましたので、感謝状を贈呈したく存じます。

項番 2、被贈呈者については、表に記載のとおり、4 つの宿舎になります。一番上に記載しております武右衛門につきましては、岩井臨海学園を始めた当初から、これまで 67 年間、児童・生徒を受け入れていただきました。

これらの宿舎のお力添えにより、多くの児童・生徒が夏休みに海で過ごす経験をすることができました。

項番 3、感謝状の文案は、記載のとおりでございます。説明は以上です。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 教育支援館 イ

○佐藤教育長 次に、教育支援館のイについて、教育支援館長、説明をお願いします。

○教育支援館長 それでは私から、協議事項のイ、1人1台端末を活用した子供の相談窓口について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

各学校園においては、日頃より、学級担任はもとより、スクールカウンセラー等を活用し、子供たちの様々な悩みに対して丁寧に対応しているところでございます。しかしながら、そのような相談体制であっても、他の児童生徒を気にして、学校内では相談したくても相談できない児童・生徒がいるのではないかと考えております。

そこで、先行実施として、小中学校の各1校に、約1か月にわたり取り組んでいただきました。

申込実績は3件でありましたが、相談窓口の一つとして十分機能すると捉え、全校実施することといたしました。資料のほうをご覧ください。

項番1、事業趣旨はご覧のとおりです。

項番2、受付開始日は、令和6年3月1日、金曜日です。

項番3、対象者は、区立小中学校に在籍する児童・生徒です。

項番4、周知方法は3点ございます。保護者には教育支援館から、SumaMachiにより2月22日、木曜日に周知いたしました。児童・生徒には、学校から学びポケットを活用して、別紙1、または別紙2の、児童・生徒用チラシを配布いたしました。合わせて、学校ホームページからもアクセスできるようにリンクバナーを掲載いたしました。

申込方法、及び相談申込フォームの項目については、項番5、及び6のとおりです。

項番7、及び8には、相談までの流れを文章、及びフロー図で示しております。

項番8、フロー図をご覧ください。まず、相談者である児童・生徒が、「台東区教育相談相談申込フォーム」で相談を申込みます。

そして事務局が申込内容を確認して、当該児童・生徒に、Teamsのチャット機能で相談申込を受け付けた旨を連絡します。

当該児童・生徒が、校内の教職員との相談を希望している場合には、学校へ当該児童・

生徒の情報を提供いたしますので、相談への対応をお願いいたします。当該児童・生徒が、学校以外との相談を希望している場合には、教育相談室において対応いたします。その際、当該児童・生徒の情報を学校に提供いたします。

教育支援館からは、以上となります。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等がございますでしょうか。

○浦井委員 こちらの別紙の1と別紙の2となっているものですが、これは、小学校の児童と中学校の生徒へのお知らせのチラシだと思うんですけども。例えば親のことを相談した場合や、先生のことを相談した場合、特に先生のことを相談したときは、学校には知られたくないというのがあるでしょうし、親のことも同様知られたくないとか、いろいろ複雑なものがあると思うんです。それについての守秘義務についてなのですが。相談した場合、相談内容は本人の許可なしには漏らしませんよというような文言は、どこかに入らなんでしょうか。やっぱりそれがあるとないとで相談しやすさが違うし、これを言ったことで伝えたくない相手にまで伝わってしまうなら、できないと思う人が多いと思うんですけども。その辺りはどのように対処されるのか、教えていただければと思います。

○教育支援館長 まず、内容については、守秘義務等であります。ただ、その度合いによって知らせていい場合と、知らせないほうがいい場合があるので、それはこちらのほうでそれぞれ判断する形になるかなと思います。

あと、一応無記名では出せることにはなっていますが、一応、無記名ですとやり取りができなくなる可能性があるので、一応学校には連絡して、どの子かが分かるようにはしています。実際に名乗っている場合は、今回はテストケースでも、向こうから逆に、最初は無記名でしたが、Teamsでやり取りをしている中で、名乗ってくれる場合もあるので、そこはまた臨機応変に進めては行っております。

○浦井委員 ありがとうございます。やっぱり、相談しやすさの中で、自分が言わないでと言ったら必ず守ってくれるかどうかとかいうのは、相談する側にとっては大きな問題だと思います。何らかの形で、それをこのチラシの中に入れていただけると相談がしやすいかなと思うんですが。もしチラシにはなくても、悩みを受け付けたときにすぐにそれが知らされるような。あなたの知らせたくないところには知らせないであげるよというような言葉が何かしらあると、子供が安心して相談してくれるんじゃないかなと思いますので、よろしければそのあたりをご検討いただければと思います。

○教育支援館長 実際に、Teamsのほうで、相手に送り返しますので、今浦井委員がおっしゃったことは、逆に、伝えられますので、そこはうまく。

実際に申込があったときに、必ずTeamsで返信していますので、配慮しながら進めたいと思います。

○佐藤教育長 たださ、申込みの時点でもうそういうのが分かるようにしてあげないと、申込が少なくなるんじゃないんですかって浦井委員は言っているんですけど。

○教育支援館長 それではチラシの工夫ですとか、また新年度に出すときに、工夫をして

いきたいと思います。

○垣内委員 3月1日からもう受付開始ですよ。かなり時間がないように思います。

○教育支援館長 実際には、今、先ほど言いましたように、テストケースでは3件、実際にもう3件申込が来ておまして、それで対応しているところです。

○佐藤教育長 だからさ、3月からはどうなのって聞いているの。3月はゼロなのね。

○教育支援館長 3月は3件来ています。ちょっとわかりづらかったかもしれませんが、3件テストケースとして新規で3月に来ています。

○垣内委員 その方々は、学校関係者とのご相談を希望されている方なのか、そうではなくて、教育相談室のほうのご相談を希望されている方々なのか、そういうところは分かりますかね。

私も最初の説明で、基本学校に連絡というふうにご説明があったように理解したので、ちょっとびっくりしました。正しくは、教育相談室で受けるけど、学校と相談したいときには学校に連絡するというシステムと理解してよろしいのでしょうか。そこも合わせて確認させてください。

○教育支援館長 実際にまず、今回来ている3件については、担任と相談したい、それから、学校以外の人と相談したい、あと、誰にも相談しにくいという3件になっていて。実際に学校以外の人と相談したいというのは、ちょっとこちらでやり取りをしていて、結局担任の先生と相談することになったというケースになっています。

実際のその、もし来たときに誰にも言ってほしくないといった場合は、そこは守秘義務で、一応その子に対しては、やり取りをしない、要はこちらだけで引き受ける形になるので、それで進めるとは思いますが、実際に相手が分からなかった場合は、もう聞かざるを得ないので、その場合はやり取りをすることになるかなと思います。状況によって、要は連絡をしなければいけない場合は、あえてする必要があります。見守ってもらわなければいけないので、一応本人には、うまく、伝えない形になってしまいますが、ちょっと見守ってくださいということは言うことはあります。

○垣内委員 まだ、よく分からないところがあります。

本人の気持ちをまず優先する、つまり本人の気持ちファーストでいいんですよ。本人が学校に知らせないでと言えば知らせないんですよ。

○教育支援館長 原則はそうです。

○垣内委員 すみません、まあ、大体分かりました。

○佐藤教育長 どうぞ、言ってください。

○垣内委員 そこ、すごく大事じゃないかと思うんですけど。つまり、何か言ったら周りに知られちゃって、あの子はああいう子でとか言われたら嫌だって思っちゃわないですかね。そうすると、利用を躊躇することにならないだろうか、せっかくのこの制度がうまく活用できないんじゃないかという気持ちがあります。守秘義務はすごく大事なポイントじゃないかと思うんですけど。



だから、本人の許可なく第三者には知らせることは全くありませんみたいなことはどこかに明記しないと、うまく制度が回らないんじゃないかという心配もありますけど、いかがですかね。

○教育支援館長 守秘義務のところは先ほど言いましたとおり、きちんと書いていきます。なので、守秘義務は絶対守ります。

○垣内委員 よろしくお願ひいたします。

○神田委員 今のことについてですが、守秘義務が一番大事なことですが、命の危機が迫っている場合には、本人にもう一度確認をした上で大人が介入する場合もあると思います。

私の質問は、このフロー図のところですか。本人が最初に相談を申し出て、この情報が戻ってきて、実際に相談に至るまで、どのくらいの時間が擁しますでしょうか。

○教育支援館長 実際に、こちらから受け付けましたよと返ってきて、それですぐ対応はできます。本当にすぐ相談したい場合は、お互いにTeamsを立ち上げて面談することだっでできなくはない。ただ、臨床心理士さんとかになると、やっぱりその臨床心理士さんが常に、他の相談も入っていますので、そこは何時何分になってしまうと思いますが、緊急で本当にすぐ相談したいという場合はすぐ対応できます。

あと、先ほど言いましたとおり、臨床心理士さんだけでなく、学校の先生とか、いろいろ選択肢があるので、それはそれに合わせて対応をしています。

○神田委員 これを受け取る人は、日々変わるということでしょうか。

○教育支援館長 これが入力した段階で、職員の端末で設定しているものに、私もそうなんですけれども、要はどこかから来たという知らせが来ます。それですぐ、Teamsのほうで当該児童・生徒に連絡するようにしています。

○神田委員 いろいろな人が対応することはやむを得ないと思うのですが、相談内容を早めに確認をして、命の危機が迫っている場合や、重大案件に対しては、ぜひ皆さんの共通理解ですぐに対応したり、手だてを取ったりすることをお願いしたいと思います。

○高森委員 基本的なことを一つ聞いていいでしょうか。

これは1人1台端末が利用できる状態でなければ使えないというシステムでしょうか。

○教育支援館長 先ほど申しましたとおり、ホームページ、各学校のホームページにアイコンが貼ってありますので、そこをクリックすると、要はマイクロソフトのアカウントの入力を求められます。なので、どの端末でも、それを子供が分かっていたら、やることができます。

○高森委員 そのアカウントは何を使うんでしょうか。

○教育支援館長 今、個人端末で持っているマイクロソフトのアカウントそのものです。

○高森委員 児童生徒1人1人に個別に割り当てられているアカウントがあるんですね。

○教育支援館長 そのとおりでございます。

○高森委員 そうすると、そのアカウントでログインすると、どのアカウントからログインされたかは分かるわけですね。

○教育支援館長 そのとおりでございます。

○高森委員 子供はどのような状況で問合せをするかということがあるので、別に学区内だけでなく、外からでもアクセスできますよと。それから、24 時間対応いたしますよということ。時間帯としてはどこからどこまでの時間帯が対応できる時間にしていますか。

○教育支援館長 受付については、24 時間受け付けることはできますが、確認するのは端末を職員が確認できる時間帯なので、どうしてもその時間帯には限られてしまうんですけど、基本的に入力はいつでもでき、要はMicrosoft Foamsのアンケート入力と全く一緒なので、受付はできて、あと、確認できるかどうかは、その職員が閲覧するタイミングになります。

○高森委員 そのことを加えておかないと真夜中に自殺したいという相談がきた場合に、即時に対応ができないんですよ、このシステムですと。そんなときはどうしたらいいか。

○教育支援館長 実際に学校のある時間に対応するというような形で、少しその表現は工夫はしたいと思います。

○高森委員 もしそういった事態が起きたときにこれだけには頼れないと思うんですよ。緊急の、何か相談窓口のようなものをどこかに書いておくことも必要かなと思うのですが。

○教育支援館長 ホームページ用ではありませんが、毎年2回、カードを、相談カードを配っていますので、そちらを活用する。もしくは、そのホームページ等に、教育支援館のホームページ等も含めてそれを載せるということは可能であると思います。

○高森委員 いろいろなところに載せたほうがいいと思いますよ。切羽詰まっているときに、カードなんか探している暇はないと思います。これがもしかしたら助けになるかもしれないですし、ホームページかもしれないし。いろいろなところにその情報は書き込んでおいてあげたほうが。2次元コードでもいいですよ。そのほうがよろしいかなと。

いろいろな救いの、網の目を広げておく必要はあると思いますね。

○教育支援館長 今回、Microsoft Foamsのページになっていますので、今、高森委員に言われたことを、もし緊急な場合はこちらのということは、設定することは可能なので、そこは少し工夫をしていきたいと思います。

○高森委員 そうですね。ありがとうございます。

○浦井委員 すみません、あと、ちょっと細かいことで大変、重箱の隅をつつくようで申し訳ないんですが。チラシのほう、大変明るい感じのイメージで作ってくださっていて、多分小学校では1年生から6年生まで、どの学年でも読めるように振り仮名とかも振ってくださっているんですが。特に小学生は多分、送り仮名にものすごく気を遣っているところかと思うのですけれど、上の「申し込み」にはきちんと「し」が入っているんですが、「問合せ」は送り仮名がなくなっているのも、もし何かで改訂なさるときに「問い合わせ」の「わ」などを入れてあげていただけたらと。

これ、大人はこの形でも書くのでいいんですけど、「問い合わせる」は、多分「合わす」で、平仮名の「わ」を入れないといけないうって習っている最中の子供たちだと思うので。

中学生はもういいかなとも思うんですが。もし変える機会がありましたら、せめて小学生のほうは入れてやっていただけたら、子供たちが混乱しなくていいかなと思うところです。すみません、本当に重箱の隅を突くようで申し訳ないんですが、機会がありましたら、ぜひお願いしたく存じます。

○高森委員 両方あるんですね。

○垣内委員 両方あると。

○浦井委員 「申し込み」も「申込み」でいいんですけど、上は「申し込み」になっていて、下は「問合せ」なので。どっちかに統一して、もしできたら小学生の子は「合わせる」を習っている学年もいると思うので、「申し込み」に統一の方が良いかなと思います。

○佐藤教育長 トータルで直して。

○教育支援館長 トータルで直します。ちょっと見直します。

○高森委員 もう一つ、お願いがあります。

電話番号、「03」を入れましょう。意外と、「03」を入れないとかからないことがあるので。

○佐藤教育長 各委員から様々なご指摘や全体的な意見もいただきましたので、ぜひとも子供の相談窓口として活用されるように工夫をしてください。

○教育支援館長 実際に先ほど言いましたとおり、3件申込もありました。要は、休みが入った時も、先ほど高森委員からご指摘がありましたように、端末がなくても入力できるものなので、本当に緊急になったときに子供たちが活用できればと思っていますので、よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育支援館のイについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、庶務課のア、及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、報告事項(1)令和6年4月の行事予定について、報告いたします。資料3をご覧ください。令和6年4月についてです。

教育委員会です。教育委員会は、4月9日、火曜日、22日、月曜日、教育委員会定例会、いずれも14時から、教育委員会室で行いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4月21日、日曜日、下谷青年学級開級式でございます。こちらは10時半

から柏葉中学校のほうでございます。所管課は生涯学習課、出席委員・挨拶は高森委員を予定しております。

こちらについての報告は、以上となります。

続きまして、区立中学校への留守番応答の導入についてでございます。資料4をご覧ください。

項番1、概要です。昨今、教員の長時間勤務が大きな関心を集める中、区においても、教員の業務負担の軽減を図るため、昨年の小学校の導入に続き、区立中学校においても電話機に留守番応答の導入を進めます。

項番2、設定の導入日でございます。令和6年3月26日、火曜日から、各中学校に、順次設定作業に入らせていただきます。

続きまして項番3、留守番応答時間についてです。平日は午後7時から翌日午前7時45分までが留守番応答とする設定でございます。ただし、試験日など、部活のない場合は、設定開始時間を午後五時半からとしています。土曜日・日曜日・年末年始につきましては、終日留守番応答での対応となります。夏季・冬季・春季の休業期間については、教員の勤務時間以外の時間帯が留守番応答となります。また、授業や学校行事等により、各校で設定日・時間に変更されることもございます。

項番4、その他についてです。留守番応答は不在メッセージが流れ、録音機能はございません。架電してきた場合は設定時間以外に掛け直していただく必要がございます。また、子供に関する相談窓口や緊急連絡先等、別紙のとおり保護者向けにお知らせ配信等を致します。

報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの報告につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

まず、アについてです。日程について、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 じゃあ、続きまして、庶務課のイについて、中学校の留守番電話の導入についてはどうでしょうか。何かご質問はございますか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のア、及びイについては、報告どおり了承願います。

(2) 学務課 ウ

○佐藤教育長 次に、学務課のウについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のウ、令和5年度小児生活習慣病予防検診の実施結果について、ご報告いたします。資料5をご覧ください。

項番1、実施目的です。生活習慣病の早期発見に努めるとともに、生活習慣に関心と自覚を持たせ、見直しを図ることで、将来の生活習慣病予防につなげるものです。

項番 2、実施内容です。(1) 対象者は、①区立小・中学校に在籍する小学 4 年生、及び中学 1 年生、及び②前年度または前々年度の受診者で、「要医療」または「要経過観察」の判定を受けた者となります。なお、①の対象者については、2 ページ目に記載のチェックシートにより、事前に生活習慣病予防のためのチェックを行い、3 項目以上該当する方に対して、特に受診勧奨を行っております。

1 ページにお戻りいただきまして、(2)、(3)については、実施場所、実施期間については記載のとおりです。

項番 3、小学 4 年生及び中学 1 年生の受診者数及び受診率です。小学 4 年生は、受診者数が 542 名で、受診率は 45.7%、中学 1 年生は受診者数が 279 名で、受診率は 35.1%でした。昨年度と比較して、小学 4 年生の受診率は 1.5 ポイントの増、中学 1 年生の受診率は 2.0 ポイントの増となっております。こちらは、昨年度の検診期間がコロナの感染拡大期間と重なったことで検診を控えていた家庭も少なくなかったと想定しておりますが、今年度については、その影響がなかったこと、また、令和 5 年 5 月より、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類に移行し、様々な制約を受けていた活動が再開されたことで、検診を受診する家庭が増えたものと考えております。

次に項番 4、小学 4 年生及び中学 1 年生のチェックシート活用状況でございます。小学 4 年生で、チェックシートに 3 項目以上該当した児童は 429 名で、そのうち 214 名、49.9%が検診を受診しております。中学 1 年生では、チェックシートに 3 項目以上該当した生徒が 273 名で、そのうち 100 名、36.6%が検診を受診しております。いずれも受診者数は伸びているものの、受診率については、目標値としている、小学 4 年生は 70%、中学 1 年生は 50%に対して、いずれも届いていない状況でございます。

今年度は、子供の生活習慣病予防のハンドブックを、あらかじめ対象者全員に配布し、周知・啓発に努めたところでございますが、引き続き様々な手法を検討の上、受診率の向上に努めてまいります。

なお、次ページには、ご参考として、学校別の受診状況も記載をしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

令和 5 年度小児性生活習慣病予防検診の実施結果につきましての説明は、以上となります。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 受診率が上がったということは、大変よいことだと思います。ただ、学校によって随分差があるのですけれども、これをもう少し上げるために、学校や学務課で工夫されているんじゃないかと思うのですが、何か効果を上げるような取組はありますか。

○学務課長 学校ごとの受診率について、特に高いところを、昨年より伸びたところなど、どういったことをやったので伸びたかというのをヒアリングをしております。

やはり多いのが、養護教諭の先生が周知に力を入れてくれたという部分が、やはり一番大きなところかなと思います。なので、養護部会等を通じて、そういった受診率を上げて

くれたところの取組を、しっかり他の学校にも周知してまいりたいと考えております。

○**神田委員** ありがとうございます。ぜひそういった工夫を広げてほしいと思います。

ぜひとも受けたほうがよい方には、直接電話をしたり、お手紙を配ったりすることは難しいのでしょうか。

○**学務課長** 今年度も行っている取組なんですけど、先ほどご説明しましたチェックシート、3項目以上ついた方について、一応その子供たちがその後受診をしたかどうかというのを我々のほうで確認を取っております、8月末の段階で未受診者の方には、改めて個別に通知はしておるところでございます。

○**神田委員** ありがとうございます。

やはりそういった手だてを取らないとなかなか上がらないかなと私もちょっと思いまして、ちょっと伺わせていただきました。ぜひ上げるような施策が、他に働きかけもお願いします。

○**垣内委員** これは、実施場所、区内63か所なので、かなり身近なところに何らかの協力医療機関があると思うんです。また、対応期間も3か月くらいあって、十分余裕があるようにも見えるんですが、何か時間制限とか曜日制限とかがあるのでしょうか。

これは夏休みに入っているけど2学期も含まれているので、学校が忙しいと行けないとか、土日はやっていないとか、何かそういう受診にあたっての障害というか、環境というのはどんな状況なのでしょうか。

○**学務課長** こちらの協力の医療機関、63か所なんですけれども、浅草・下谷の両医師会に協力を依頼して、それぞれが個別な診療所に検診してもらっているような状況でございます。個別の診療所につきましては、それぞれの診療スケジュールがございますので、当然、土曜日休診のところもあれば、あとは予約制で来てほしいとか、そこは個別の診療所の診療スケジュールに従って行っているような状況でございます。

○**垣内委員** これ無料ですよ、無料で、近くでそういう医療機関があつて、学校の先生からも言われているということであれば、通常行くと思うんですけど、それにしてもちょっと受診率が低いので、もしかすると行こうと思ってもなかなかいろいろなハードルがあるのだろうかとかちょっと思うんですけど、そのあたりはどうなのでしょうか。

○**学務課長** 今年度、はじめてになるんですけど、アンケート調査を実施いたしました。希望する時間帯で最も多かったのが、土曜日の午前、もしくは午後に受けたいというような意見もございました。また、受診をされない理由については、保護者の方は、特に必要がないからといったようなご意見も多くいただいたところです。このあたりにつきましては、医療機関と相談をしながら、その受診期間・受診時間の話であったり、あとは、やはり一番大きいのが、保護者の方の意識だと思っておりますので、そこについてはしっかり、また来年度やるにあたって、周知をしていきたいと考えております。

○**佐藤教育長** よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のウについては、報告どおり了承をお願いいたします。

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(2) 学務課 エ

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

学務課のエについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項、学務課のエ、区立幼稚園の今後の対応の検討状況について、ご報告いたします。資料の6をご覧ください。

項番1、これまでの検討経過です。(1) 第1回検討委員会を、1月下旬に開催し、区立幼稚園の現況、及び取り巻く環境や、区立幼稚園に対する保護者の声について、事務局より報告を行い、現況に対する課題の抽出を行いました。

また、(2) 第2回検討委員会を2月の月上旬に開催し、第1回の内容を踏まえ、区立幼稚園に求められる役割や今後の対応について、ご議論いただきました。

項番2、区立幼稚園の今後の対応についてです。資料は、第2回検討委員会時点のものをお示ししております。(1) 質の高い幼児教育の提供です。園内研修などを通じて、教員の課題解決能力や知識・保育技術の向上を図りながら、今後も「ちいさな芽」に基づき、小学校教育との円滑な接続に取組み……

○佐藤教育長 ただいま学務課長の説明中で、審議中ですが、1分間の黙とうがあると思いますので、アナウンスに沿って、私どもも黙とうを始めたいと思います。

(黙とう)

○佐藤教育長 それでは、審議を再開します。

項番2からかな。

○学務課長 項番2、区立幼稚園の後の対応についてです。資料は、第2回検討委員会時点のものをお示ししております。(1) 質の高い幼児教育の提供です。園内研修などを通じて、教員の課題解決能力や知識・保育技術の向上を図りながら、今後も「ちいさな芽」に基づき、小学校教育との円滑な接続に取組み、質の高い幼児教育を提供します。

(2) 学級編制基準の見直しです。集団教育の環境を維持し、質の高い幼児教育を提供していくため、新たな学級編制基準を10名以上に設定・適用いたします。募集時点で3歳児が9名以下となった場合や、4月1日時点で9名以下が2年連続で続いた場合には、翌年度

の学級編制を行わないことといたします。また、2年連続で学級編制ができない場合は閉園を検討いたします。

次に、(3) 地域における子育て支援活動の充実です。引き続き未就園児の親子を対象とした遊びや活動を、月に1回以上定期的を実施することで、幼稚園の楽しさやよさを知ってもらうとともに、子育てに悩みを抱える保護者が気軽に相談できる機会を提供します。

(4) 配慮を要する子供や医療的ケア児等の受入れ体制の推進です。引き続き配慮を要する子供や外国籍の子供など、様々な子供を受入れるとともに、子供たちをサポートする支援員の確保や施設面の受入れ体制の整備を図ります。

次ページにまいりまして、(5) 預かり保育（定期利用）の全園実施です。検証結果や保護者ニーズを踏まえ、預かり保育（定期利用）を令和7年度より全園で実施いたします。

(6) 弁当給食の本格実施です。アンケート結果や保護者ニーズを踏まえ、現状の週1回、または週5回の内容で、引き続き希望者へ弁当給食を提供します。

なお、(6) 弁当給食については、第2回の検討委員会の中で本格実施に合わせて、週5日の弁当給食を原則としてはどうかという意見をいただいたところですので、現在素案まじめに向けて検討をしているところでございます。

次に、項番3、学識経験者への意見聴取です。幼児教育に関して専門的な知見を有する学識経験者に検討資料を提示し、区立幼稚園に求められる役割や今後の対応案などについて、意見を聴取いたしました。聴取した意見を踏まえて報告書をまとめてまいりますが、幼稚園の役割や今後の対応案について、事務局案に対して、賛同をいただいているところでございます。

項番4、今後の予定です。資料には記載をしておりませんが、来週以降に私立幼稚園側にも今回の検討案を説明してまいります。また、記載のとおり、今月末、第3回目の検討委員会で、区立幼稚園の今後の対応について、素案をまとめます。令和6年4月以降、教育委員会、区民文教委員会への報告と、パブリックコメントを実施し、最終案を第2回区議会定例会区民文教委員会に報告をする予定です。

長くなりましたが、報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○高森委員 今後の予定では、今月中には、もう第3回定例会委員会が開かれて、素案がまとめられるということですが、第1回の検討委員会で、現況に対する課題が出ていますよね、既に。以前ちょっとお話ししましたが、この課題はもう少しマクロ的な視点を持った課題が必要ではないかと思うのですが、この課題に対するそれぞれの対応が、今回、審議されたという理解でよろしいのでしょうか。

○学務課長 今、高森委員がおっしゃっていただいたとおり、第1回目で抽出をしました課題に対する対応案ということで、今回定時をしたものをまとめさせていただきました。

○高森委員 幼児期の教育の保育の環境には、0歳から5歳児まで提供されている様々なサービスがありますが、それこそ、公立もあれば私立もあるし、保育園もあればこども園も



あるし、そういった中での、マクロ的な視点で、全体を俯瞰する形での課題というのがもうちょっと本当は整理されていくべきところなんでしょうけど。それは教育委員会がやるべきことじゃないかもしれませんが。

でも、それが実はこの公立幼稚園の園児数の、今、獲得が難しい一つの要因であると思います。様々なサービスを提供していくということには限界があると思いますが、でも、やらないよりはやったほうがいいのは確かです。ただし、これだけでは、恐らく抜本的な改善にはつながらないような気もするんです。

確かに預かり保育の拡大とか、医療的ケアが必要な、配慮を要するお子様の受け入れだとか、様々なサービスが当然必要ではあるけれども、もうちょっと全体的な部分で、幼稚園・保育園の環境を整理していくということをやっていないと、あまりにも保育施設がたくさんあるので。当然利用者は自分の自宅から近いところの保育サービスが受けられればそこを利用するわけですからね。そういったこともあるので、これだけで果たしてどこまで公立幼稚園の教育環境が守られるかというのは、少し私は疑問に持っているところがあります。

むしろ、この段階からもう一步さらに深めていって、こども園化という話というのは出ていないのでしょうか。

○学務課長 検討の中では、このこども園化については、議論としては上がってはございません。また、学識経験者のほうからも、特段ここについて、こども園化を検討したらどうだといったような意見としてはいただいております。

○高森委員 いろいろと条件が許さないといけないことがありますのでね、こども園化に関しては。そういった意味では、現実的ではないといったところで、訴状には上がっていないと思うんですけれども、でも、そのことも、もし、含めて広く議論ができればよろしいかなど。でも、それにしてもちょっと期間が短か過ぎて、3月には素案がまとまって、5月には最終案がまとまられるということですが、非常に短い期間で推し進めなければいけないので、取りあえずこれでやってみて、今後数年かけてどのように改善がしていくかということを見てから、またその次のステップに進んでいただければと思います。

○学務課長 高森委員、意見をいただきまして、ありがとうございます。

今回は、区立幼稚園の今後ということでまとめさせていただきました。ただ、今委員がおっしゃっているとおり、区全体の就学前教育・保育、そこは、今回、現況の中で、保育園の状況がどうであるとか、あと、私立幼稚園の状況がどうだ、そういった現況は捉えた上で、今回は区立幼稚園の今後という形でまとめさせていただきましたので、また、いただいたご意見をしっかり児童保育課とも連携しながら、今後、その保育園と幼稚園の役割というの、次のステップでまた考えていきたいと思っております。

○神田委員 高森委員がおっしゃったように、私も、こども園化というのが親のニーズに合っている考えかと思えます。

施設の問題などがあるので、すぐにはできないかもしれませんが、私は、子供を長く預

かってもらいたいと思います。そして、幼稚園教育のよさを生かして、長時間保育を行うなどをぜひ進めてほしいと思います。

○学務課長 今現在の学級編制の基準は、募集時に3歳児が7名以下です。引き上げたような形にはなりません。

○神田委員 そうしますと、今後、2年後に閉園する園が出るのではないかと予想されますけれど、どのように予測をされていますか。

それからもう1点は、お弁当給食を、現状の週1回、または週5回とありますが、週2回とか3回はもう想定外ということでしょうか。5回というのは、月・火・水・木・金、土曜も入ってくるのですか。

○学務課長 まず、1点目ですね。今回、学級編制基準を10名、なので9名以下となった場合には、原則、学級編制は行わないということにしたいと考えております。事務局としまして。

今、現状、令和6年度の4月の募集状況が、まだ12月にまとめて、委員会でもご報告したところなんですけど、その際は、7名だった園が3園ございます。なので、やはり我々としては、集団教育を、しっかり環境を維持していくということで、今回10名にさせていただきました。ただ、一方で、この新しい対応案の中で、預かり保育を全園で実施をするということで、ここでまず、しっかり園児を集めていただきたいということで、集めていただいて、園運営をしていただきたいということで考えておるところでございます。

もう1点のお弁当なんですが、現在は週1回、もしくは週5回、月から金までですね。月・火・水・木・金の週5日。

○神田委員 土曜日を入れると6になりますね。失礼しました。

それか1回かどっちか。

○佐藤教育長 手を挙げてお願いします。どうぞ。

○神田委員 すみません。

1回か5回ということですか。

○学務課長 そのとおりでございます。

お弁当給食を始めるに当たって、アンケートを取って、その中で一番多かったのが、週5回、その次に多かったのが、週1回の利用というような形で、週1、または週5という形で、今現在試行しているところでございます。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの7名が10名に上がったということは、第1回の検討委員会です承しているというふうに判断していいですか。

○学務課長 こちら、検討委員会に、第2回の際にこの対応案をお示ししました。検討委員会の中には、幼稚園長、現場の幼稚園長も3名入っていただいております。幼稚園長には皆さん、別途、学務課で10園に向けてヒアリングをした際にも、集団遊びの際には、当然、年齢によって教育のねらいは違うんだけれど、集団遊びとかを考えると、やっぱり

10人以上いることが望ましいというのは、多くの園長からご意見をいただいたところではございます。なので、検討委員会を経て、この今お示ししているような案になっているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。現場でそのような了解が得られているのであれば、現状としてはやむを得ないところかなと思いますので、ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のエについては、報告どおり了承願います。

○佐藤教育長 今回の件に関しては、聴取だけという形にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもって、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時04分 閉会